

## 貝塚市役所庁舎敷地内におけるキッチンカー飲食物販売事業者募集要項

貝塚市役所庁舎敷地内（緑の市民広場）において、キッチンカーで飲食物を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認の上、お申し込みください。

### 1. 目的

市役所周辺エリアには飲食店が少ないことから、市役所、市民福祉センター、コスモスシアター等の施設利用者や職員の利便性の向上を図るとともに、緑の市民広場のにぎわいを創出し、市民が親しみを持てる憩いの空間とすることを目的として、飲食物販売事業者を募集するものです。

### 2. 飲食物販売の概要

#### (1) 販売方法

キッチンカーによる対面式の方法により飲食物を販売

#### (2) 販売場所

貝塚市役所 緑の市民広場内 3箇所（別図参照）

#### (3) 販売スペース

キッチンカー 1台及び簡易食事スペース（キッチンカーの駐車場所を含んで3×5m以内）とする。

#### (4) 販売可能日時

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）

午前9時から午後5時までの間（搬入・搬出にかかる時間を含む。）

※上記のうち、午前11時から午後1時までの間は必ず出店すること。

※4月16日（木）、7月16日（木）は販売休止日とします。

※令和8年10月1日以降も本事業を継続する場合は、再度募集します。

#### (5) 使用料

無料

#### (6) その他

ア 現在本館6階ロビーで実施している弁当等の販売との競合を避けるため、出店日、出店日数、販売品目等についてご希望に沿えない場合があります。

イ 災害が発生した場合、庁舎利用上の都合による場合、荒天により事故発生のおそれがある場合その他やむを得ない事情がある場合は、販売の中止又は販売場所を変更する場合があります。この場合において、販売事業者に損害が生じても、市は一切その責めを負わないものとします。

### 3. 応募資格

次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り応募することができます。

- (1) 食品営業許可証（自動車による営業に限る。）等、実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (3) 納付すべき税の滞納がないこと。
- (4) 生産物賠償責任保険（P L保険）等に加入していること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う事業者でないこと。
- (7) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営又は運営に関与していないこと。
- (8) その他本募集要項の定める条件及び関係法令を遵守すること。

#### 4. 応募申請手続

- (1) 申請書類
  - ア 緑の市民広場使用許可申請書（様式1）
  - イ 貝塚市役所庁舎敷地内キッチンカー出店計画書（様式2）
  - ウ 誓約書（様式3）
  - エ 市（町村）税に未納（滞納）がない証明（販売開始月の3ヶ月前の納期分までの市（町村）税についての証明）
    - ※市外の事業者等にあってはその所在地の自治体の証明書
    - ※納税証明書は原則不可。
  - オ 食品営業許可証のほか、実施に関し、法令により必要となる許可、資格等の証明書の写し
  - カ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
  - キ 車検証（キッチンカー）の写し
    - ※現在緑の市民広場でキッチンカーを出店している事業者で、既に提出済みのオ～キの書類が、令和8年9月30日時点においても有効である場合は、再度の提出は不要
  - ク 販売車（キッチンカーの開店状態）がわかる写真画像
    - ※写真画像に、開店時の最大幅・最大長・最大高を記入すること。
    - ※ナンバープレートが確認できる写真とすること。
  - ケ 店舗名、主なメニュー、価格が記載された啓発用のチラシ
    - ※A4サイズ1枚にまとめること。商品の予約販売が可能な場合は、予約方法等を記入すること。

#### (2) 受付期間

出店日の前月1日から出店を希望する日から起算して7日前まで

#### (3) 申請方法

##### ア 窓口持参

申請書類を以下の提出先に持参してください。

**【受付時間】** 市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで  
(正午から午後0時45分までの間を除く。)

**【提出先】** 貝塚市役所総務部総務課（市役所本館4階）

##### イ 郵送

簡易書留郵便等で申請書類を以下の送付先に送付してください。

【送付先】 〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号  
貝塚市総務部総務課 宛

ウ メール

本市ホームページから必要書類をダウンロードし、メールで送信してください。URLは次のとおりです。

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/soumu/topics/kitchencar.html>

【送信先】 [soumu@city.kaizuka.lg.jp](mailto:soumu@city.kaizuka.lg.jp) (総務課のメールアドレス)

※メールで申請する場合は、「貝塚市キッチンカー申込【店舗名】」とタイトルに入れてください。また、申請翌日（翌日が閑庁日の場合は、翌開庁日）の17時15分までに受領確認メールを総務課より送信するので、受領確認メールが届かない場合は、必ず電話で問い合わせてください。

(4) その他

- ア 提出された書類の返却には応じません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める場合があります。

## 5. 販売事業者の決定・公表

(1) 販売事業者の決定

提出された申請書類を確認し、適当と認められる者を先着順で販売事業者に決定します。ただし、出店日、出店日数、販売品目等について調整をする場合があります。

また、次のいずれかに該当する申請は、無効とします。

- ア 応募資格のない者によるもの
- イ 記載内容に不備があるもの

(2) 販売事業者の公表

本市ホームページ等に販売事業者名を掲載します。

## 6. 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取り消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続に応じない等、貝塚市総務課の指示に従わなかつた場合
- (2) 募集要項の各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) 来庁者等との間で看過できない問題等が生じ、市が販売を認められないと判断した場合
- (5) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

## 7. 注意事項

(1) 販売についての注意事項

- ア 販売商品は、社会通念から逸脱しない適切な価格で提供してください。
- イ 販売商品は、持ち帰ることが可能な容器で提供してください。

- ウ 酒類の販売及び持ち込みは行わないでください。
- エ 事業者の都合により販売を休止する場合は、あらかじめ周知してください。
- オ 飲食物の空容器を回収するゴミ箱等の用意及び処分は事業者の責任で対応してください。
- カ 本市で実施している「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨を踏まえ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進など、プラスチックごみの削減に協力してください。
- キ 販売に関する問い合わせ及び苦情等については、事業者の責任で対応してください。市では一切の責任を負いません。
- ク 販売に関する電気、ガス及び水道は、各自用意してください。
- (2) 衛生管理についての注意事項
- ア 使用場所の清掃及び消毒を使用の前後に実施し、整理整頓と清潔の保持に努めてください。なお、清掃及び消毒に係る用具は、事業者で用意してください。
- イ 販売場所にごみ回収ボックスを設置し、販売した飲食物の空容器の回収に努めてください。なお、臭気が充満しないように、ごみ回収ボックスに蓋をするなどの対策を講じてください。
- ウ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。万一、食中毒等が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告し、事業者の責任のもと、誠意をもって対処してください。

- (3) その他注意事項
- ア 来店者の往来の妨げにならないよう、十分配慮してください。なお、ベンチ、机、パラソル、のぼり、看板等を設置する場合は、安全管理を徹底して設置してください。
- イ 出店に伴い生じた施設や第三者に対する損害、事故や苦情については、事業者が一切の責任を負ってください。
- ウ 過度な客引き等は行わないでください。
- エ 政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないでください。
- オ 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないでください。
- カ 火気を使用する場合は、事業者で消火器を用意し設置してください。
- キ 敷地内禁煙等、店舗の使用に関するルールを遵守してください。
- ク 使用時間を厳守し、終了後は、事業者の負担において使用場所を原状に回復してください。
- ケ 雨天時等の出店判断は事業者が自ら行ってください。なお、出店を中止する場合は、市へ必ず連絡してください。
- コ 事業者の都合により、販売期間の途中で販売を辞退する場合は、1月前までに市まで連絡してください。
- サ 市の都合により飲食物の販売事業を終了する場合は、1月前までに事業者に連絡する。

## 8. その他

- (1) 販売する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁じます。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定する。

## 9. 問い合わせ

〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号

貝塚市総務部総務課（市役所本館4階）

電話番号 072-433-7073

FAX 072-433-7511

メール soumu@city.kaizuka.lg.jp